

ミクロネシア連邦ナン・マ ドール遺跡の保存と活用にか かかる国際協力

問題の背景 ミクロネシア連邦ポンペイ州に所在するナン・マドール遺跡は、玄武岩の巨石などで構築された大小95の人工島からなる巨石文化の遺構であり、その威容からしばしば「太平洋のベニス」と呼ばれることもある。紀元500～1500年頃にかけて、ここポンペイ島を支配したシャウテレウル王朝の首都・墳墓・宗教センターとして建造されたが、王朝滅亡後に廃都となり、遺跡の大部分はマングローブの密林に帰した。しかし今現在なお、地域住民からは聖地として認識されている。

世界的に見ても例をみないこのような大規模な遺跡を、ミクロネシア連邦政府は長年、ユネスコ世界遺産として登録しようと切望していた。しかし島嶼国であり、人的・技術的・経済的資源にも限界のある同国にとっては解決すべき課題が多く、そのため2010年、ユネスコ大洋州事務所を通じて我が国の文化遺産国際協力コンソーシアムに国際協力の要請がなされた。それを受けて2011年2月に、文化遺産国際協力コンソーシアムより協力相手国調査ミッションが現地派遣され、本遺跡の保存・活用にかかる課題を確認した。その結果、課題点として①遺跡の「顕著な普遍的価値」を科学的に証明するためのドキュメンテーションが必要なことと、②地域住民を含むすべてのステークホルダー（利害関係者）が参画した保存管理計画（マネジメント・プラン）の策定が不可欠であること、の2点を指摘した。このうち、とりわけ問題となるのは、2点目に関連することだが、遺跡の所有権をめぐる問題である。

所有権をめぐるステークホルダー間の問題 本来、本遺跡を所有・管理する責任は政府にあり、その関係機関は連邦政府国家公文書局（National Archive）およびポンペイ州政府歴史保存局（Historic Preservation Office）である。しかし実際には、遺跡が所在するマタレニウム地区の住民が所有権を主張し、独自に入場料徴収をおこなっている。しかも事態が複雑なのは、ステークホルダーの関係が複雑で、マタレニウム地区のナンマルキ（伝統的首長）と、遺跡の一部を私有地として所有する個人土地所有者（M氏）がそれぞれ別個に所有権を主張し、入場料を徴収している。具体的には、海からボートで遺跡にアクセス

した場合、上陸した時点でナンマルキ側から入場料を徴収される。一方、陸路で遺跡にアクセスした場合、いったんM氏の所有地を通らねばならないため、そこで入場料を徴収される。そのあと、遺跡内でナンマルキ側から入場料を再度、請求されることがしばしばあり、観光客は二重に入場料を支払わされることとなる。さらに、遺跡にいたる道路に隣接して居住する一部の住民が「通行料」と称して観光客に金銭を請求するケースもある。このように入場料の徴収システムがきわめて不明瞭であり、さらにこれらの入場料収入は遺跡の保存・活用に十分に活用されていない可能性が高いことが問題である。

このような複雑な状況の背景には、ポンペイ島がたどった歴史的な経緯が関係する。口承伝承によると16世紀頃、東のコスラエ島から到来したイショケレケルなる人物によってナン・マドールを支配したシャウテレウル王朝は滅ぼされ、イショケレケルは初代ナンマルキとして即位し、この地域を支配した。現在のナンマルキもこのイショケレケルの血統を受け継いでいる。しかし19世紀前半頃からスペインによるポンペイ島の支配が強まり、1899年からはスペインからとってかわったドイツによる植民地支配が強化された。ドイツは伝統的首長であるナンマルキの力を削ぐために土地制度改革を実施し、集落以外の山林や沿岸域を国有地とした。このとき、海に浮かぶ遺跡の大部分は国有地と定められたが、遺跡のうち陸上に建造された一部についてはM氏の先祖の所有地として認められ、土地登記簿が作成された。こののち、第一次世界大戦でのドイツの敗戦、日本による国際連盟委任統治領時代（1922～1945）、アメリカ合衆国による国際連合信託統治領時代（1947～1986）を経るが、土地制度は基本的にドイツ植民地時代のものが踏襲された。1986年のミクロネシア連邦独立にあたり、憲法によって伝統的首長制による首長・地域住民の権利が尊重されることがうたわれたが、一方で土地に関する法制度はドイツ植民地時代のものが踏襲された。そのため、遺跡の所有権をめぐるのは、憲法ではナンマルキおよび地域住民の権利を認めるものの、法律的には政府の所有および一部の個人土地所有者の私有を認めるという、自家撞着的な状況となったのである。

このため遺跡の所有権をめぐるステークホルダー間の利害は複雑で、そのため遺跡の保存・活用に関する包

括的な保存管理計画を実施することは困難であった。特に、不明瞭な入場金徴収のあり方は、ユネスコ世界遺産への登録においても大きな障害となることが予測された。**持続可能な遺跡の保存・活用にむけて** こうした状況を受け、私たちは2011年11月に国際交流基金の助成を受け、政府関係者、ユネスコ関係者、ナンマルキおよびその関係者、さらに個人土地所有者M氏を含む、遺跡に関するステークホルダーの全員を招き、「ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡の保護に資する人材育成ワークショップ」をポンペイ州コロニア市内にて開催した（文化遺産国際コンソーシアム、日本ユネスコ信託基金との共催）。ここではまず日本人専門家（考古学・環境学・観光学）およびユネスコ関係者からの提言があり、それを受けてステークホルダーたちによるディスカッションがなされた。その結果、それぞれのステークホルダーには利害の差異があるものの、遺跡は自分たちのアイデンティティに関わる重要なものであるため、それを適切に保存・活用していくべきであると考えている点では共通していることが確認された。その上で、ステークホルダーたちはこれまでの対立を乗り越え、ユネスコ世界遺産への登録を通じ、遺跡を持続的に守る取組に共同してあたっていくというコミニケが表明された。長年、遺跡の保存・活用に取り組んできた政府関係者のひとり「まさに歴史的な瞬間だ」と涙ぐんで語った。

もちろんこれですべてが解決したわけではなく、すべてのステークホルダーが納得し、持続的に実施していくことが可能な保存管理計画を策定するには、まだまだ多くの解決すべき課題があるのも事実である。特に入場料徴収を一元化し、それを遺跡の保存・活用および地域住民に適切に利益配分していく仕組みを作るには多くの困難が予想される。また、遺跡の「顕著な普遍的価値」を証明するためには、遺跡のドキュメンテーション、特に遺跡地図（実測図）と遺構のインベントリのアップデートも不可欠である。こうした事業に必要な資金として、2012年から日本ユネスコ信託基金（SIDSプログラム）がミクロネシア連邦政府に供与されることとなり、私たちがフォローアップのため、2012年9月に国際交流基金の助成による「ミクロネシア連邦ナン・マドール遺跡のドキュメンテーション作成にかかる能力強化ワークショップ」を開催した。また、2013年2月には文化遺産

国際協力コンソーシアムにより遺跡周辺の海中地形図作製のための技術支援も実施された。今後も継続的に、本遺跡の保存・活用に資する国際協力を推進していきたいと願っている。

さいごに ミクロネシア連邦は人口およそ10万人の小国ではあるが、国連で1票を有するれっきとした独立国であり、300万km²にもおよぶ排他的経済水域を有するなど、地政学的にも重要である。また、かつて日本による統治を経験したものの、現在に至るまでたいへん親日家も多い。近年では2012年6月に成田空港からポンペイ空港までの直行便が就航し、森喜朗氏（元首相）・滝沢秀明氏（タレント・ミクロネシア連邦友好親善大使）などからなる親善団が訪問するなど、各方面での交流も活発化している。そうした観点からも、ミクロネシア連邦への文化遺産国際協力は、我が国の国益にも大いに資するものであるといえよう。

（石村 智）

謝辞

以上の事業を実施する上で、以下の個人・諸機関の多大な協力を得ました。感謝して記します（敬称略・順不同）。片岡修（関西外国語大学）、原本知実・城野誠治（東京文化財研究所）、田淵隆一（森林総合研究所）、長岡拓也（南山大学人類学研究所）、金子貴一（秘境添乗員）、浦環・浅田昭・前田文孝（東京大学生産技術研究所）、(株)ウインディーネットワーク、Charles Brennan (R2 SONIC)、在ミクロネシア日本大使館、JICAミクロネシア支所、高橋 暁・Paul Dingwall (ユネスコ)、Rufino Mauricio (ミクロネシア連邦教育大臣)、Augustine Kohler (ミクロネシア連邦国家公文書局)、His Majesty Wasalapalapa Isipahu Kerpet Hebel (マタレニウム・ナンマルキ) およびすべてのステークホルダーの方々。なお本内容は2012年12月21～22日に開催された第2回遺跡等マネジメント研究集会「パブリックな存在としての遺跡・遺産」で口頭発表したものに加筆修正したものである。



図16 ナン・マドール遺跡の中心部、ナンタワスの威容